

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税法等に基づく道税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北海道は、税務システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・北海道は、地方税に関する事務を行うため、「道税総合情報処理システム」を使用している。
- ・当該システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、不正入手・不正使用対策として「北海道情報セキュリティ基本方針」及び「北海道情報セキュリティ対策基準」の遵守を徹底している。
- ・内部による不正利用の防止のため、税務職員は地方税法により守秘義務が課されており、パスワードにより操作者を限定、追跡調査のため更新履歴の保存、更新業務の限定、端末機はICカードにより、データを持ち出せないなどの対策を講じている。

## 評価実施機関名

北海道知事

## 公表日

令和5年8月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び特別法人事業税に関する事務
②事務の概要	北海道税に係る次の事務 ・各税の課税要件となる課税標準額、取得年月日、減額事由等の課税情報の更新処理 ・各税の収入履歴の更新処理及び道税決算処理 ・道税過誤納還付金、税関係交付金の対象者の選定、算定処理 ・納税義務者の氏名、方書、電話番号のあて名情報のリアルタイム処理 ・納税通知書、支払通知書、税関係郵便物及び納税証明書の作成処理 ・各種計数管理 ・電子申告に係る処理 ・徴収(還納)管理
③システムの名称	道税総合情報処理システム、北海道庁宛名連携サーバー、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム、道税情報連携IFシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
道税総合情報処理システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項及び第5項 別表第一の16の項及び99の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び第15号 別表第二の28の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北海道総務部財政局税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北海道総務部行政局文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館3階 Tel011-204-5038
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北海道総務部財政局税務課管理係 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 011-231-4111内線22-461

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	情報連携IFシステム	道税情報連携IFシステム	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字修正)
平成28年4月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 竹内 弘一	税務課長 宇部 敬吾	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成28年4月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	内線22-464	内線22-470	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字修正)
平成28年4月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日	平成28年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成28年4月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日	平成28年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成29年5月25日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	(前略)「北海道情報セキュリティ基本方針」、「北海道情報セキュリティ対策基準」及び「情報セキュリティ対策ガイドライン」の遵守を徹底し	(前略)「北海道情報セキュリティ基本方針」及び「北海道情報セキュリティ対策基準」の遵守を徹底している。(後略)	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成29年5月25日	I 関連情報 8. 連絡先	内線 22-470	内線 22-463	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成29年5月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成29年5月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成30年5月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 宇部 敬吾	税務課長 齋藤 正彦	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成30年5月9日	I 関連情報 8. 連絡先	内線 22-463	内線 22-461	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成30年5月9日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成30年5月9日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和1年5月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和1年5月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和2年5月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	地方税及び地方法人特別税に関する事務	地方税及び特別法人事業税に関する事務	事後	R1.10税制改正反映
令和2年5月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項及び第5項 別表第一の16の項及び89の項	番号法第9条第1項、第2項及び第5項 別表第一の16の項及び99の項	事後	R1.10税制改正反映
令和2年5月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター	北海道総務部行政局文書課行政情報センター	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和2年5月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	北海道総務部財政局税務課管理電算グループ	北海道総務部財政局税務課管理係	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和2年5月7日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和2年5月7日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和3年5月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和3年5月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び第14号 別表第二の28の項	番号法第19条第8号及び第15号 別表第二の28の項	事前	R3.8.25提出(R3.9.1施行前)
令和4年5月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和4年5月16日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)